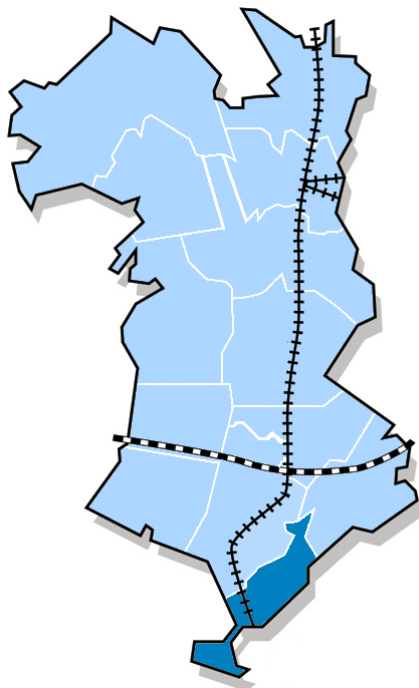


# 平成28年度片瀬・江の島まちづくり協議会 活動計画



**2016年4月**  
**片瀬・江の島まちづくり協議会**  
**(片瀬地区郷土づくり推進会議)**

# 平成28年度片瀬・江の島まちづくり協議会活動計画

## 目次

はじめに	P. 1
1. 片瀬・江の島まちづくり協議会の組織について	P. 1
(1)組織の役割について	P. 1
(2)委員人数について	P. 1
(3)委員構成について	P. 1
(4)役員について	P. 3
(5)部会について	P. 3
2. 平成28年度活動計画について	P. 4
(1)まちづくり活動の展望について	P. 4
(2)活動スケジュールについて	P. 4
(3)まちづくり事業について	P. 5
(4)地域課題について	P. 8
資料集	P. 9
藤沢市郷土づくり推進会議設置要綱	P. 10
片瀬地区郷土づくり推進会議運営要領	P. 13
片瀬地区郷土づくり推進会議傍聴要領	P. 16
平成28年度片瀬地区地域活動・課題・まちづくり事業一覧	P. 18
平成28年度片瀬・江の島まちづくり協議会 委員名簿	別紙
平成28年度片瀬・江の島まちづくり協議会 部会名簿	別紙

1. 片瀬・江の島まちづくり協議会の組織について

## はじめに

平成 21 年 10 月からの準備を含め「地域経営会議」として片瀬・江の島地域のまちづくり活動を進めてきた片瀬・江の島まちづくり協議会（以下、「協議会」といいます。）は、藤沢市の市民参加制度の変更により平成 25 年度から「片瀬地区郷土づくり推進会議」と位置づけられ、1 年間（第 1 期）はまちづくり事業と組織を継続しながら、事業の方向性や組織のあり方について検討を重ねてきました。

その経過を踏まえて事業と組織を整理・再編成し、平成 26 年度からの 2 年間で第 2 期郷土づくり推進会議として活動を進めてきました。この間の活動評価や今後の方向性については、各年度末に発行した活動報告書に掲載いたしました。

本書では、これらの活動評価や方向性を踏まえ、平成 28 年度活動計画の形にしてお示しするものです。

## 1. 片瀬・江の島まちづくり協議会の組織について

### (1) 組織の役割について

協議会の役割については、郷土づくり推進会議としては藤沢市郷土づくり推進会議設置要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に市が規程している所掌事務がありますので、これを基に次のとおりまとめてきました。

- ア 片瀬・江の島地域の市民や地域団体等の活動や課題についての情報交換。
- イ 地域の市民や地域団体等の意見を踏まえながら地域全体の課題を把握し、課題解決に向けた方向性の検討。
- ウ この検討の結果に基づき、市民や地域団体等の市民参画により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するための活動。
  - (ア) 市への提案、意見・要望の提出、施策の提言
  - (イ) ひとつの地域団体だけでは解決できない地域課題について、地域の特性を活かした事業を企画・実施
  - (ウ) 既存の地域団体では扱っていない地域課題について、課題解決に向けた方向性に基づく事業を企画・実施
  - (エ) その他、市や協議会が必要と認める事項の企画・実施

### (2) 委員人数について

片瀬・江の島地域の規模と実際の会議の進め方や物理的な活動場面を考慮すると、前述の設置要綱にある原則 30 人以内が適当と考えます。現状としては、市が実施した公募委員の選考の結果、24 人で構成することとなりました。

1. 片瀬・江の島まちづくり協議会の組織について

(3) 委員構成について

ア 団体の参加＝団体選出委員

(ア) 平成 28 年度に協議会を構成している 16 の地域団体等を基本とします。

※平成 28 年度協議会の構成地域団体等（順不同）

片瀬地区社会福祉協議会，片瀬地区防犯協会，片瀬市民スポーツの会，片瀬地区交通安全対策協議会，片瀬地区生活環境協議会，江の島振興連絡協議会，片瀬地区子ども会連絡会，片瀬地区民生委員児童委員協議会，片瀬地区青少年育成協力会，片瀬地区老人クラブ連合会，片瀬公民館サークル連絡会，片瀬地区自治町内会連絡協議会，片瀬地区青少年支援フォーラム，片瀬地区自主防災協議会，片瀬公民館評議員会，片瀬地区商店会

(イ) 上記の団体については，地域の主要な活動団体として片瀬・江の島まちづくり協議会に参画し，地域課題の共有をいたします。

(ウ) 協議会には上記団体から選出された人（団体選出委員）に参加していただきますが，必ずしも団体の長である必要はないと考えています。副会長や理事等の若手の方にご参加いただき，団体を代表して協議会との橋渡し・繋ぎをしていただくとともに，地域課題について一緒に協議する一員としての実働的な役割を担っていただきます。

イ 公募による参加＝公募委員

(ア) 公募委員は，市が設置した選考委員会が，平成 28 年 2 月の公募委員応募者から選考要領に基づき 2 人を選考しています。また，第 2 期の公募委員のうち 6 人が再任し，新任と合わせて 8 人となりました。

(イ) 第 3 期公募委員の割合は，構成員数の 20%以上（5 人以上 14 人以下）を目指しており，上記のとおり目標は達成されました。

	(第 2 期)		(第 3 期)		(第 4 期)
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 …
団体選出	16 人		16 人		16 人
公募 2 期	10 人	8 人	再任 6 人		
公募 3 期			新任 2 人		再任人数
公募 4 期					新任人数
合計	26 人	24 人	24 人		合計人数

ウ 協力員

公募委員とは別に，関心のあるまちづくり事業に限定して，企画・検討や実践活動への参加を希望する人について，事業を担当する協議会の部会へ事業の「協力員」として参加していただくものです。事業の充実と円滑な推進を担う大切な役割であり，

1. 片瀬・江の島まちづくり協議会の組織について

また、地域住民にとっても、まちづくりへの参加ができる貴重な形・チャンネルになるものと期待されますので、各部会においてはなるべく門戸を開く工夫と機会をつくり周知・PRに努めていきます。

平成 28 年度は以上の構成に基づき、別紙「平成 28 年度片瀬・江の島まちづくり協議会委員名簿」のとおりとなります。

また、協力員については、各部会に所属する形で、別紙「平成 28 年度片瀬・江の島まちづくり協議会 部会名簿」のとおりとなります。

(4) 役員について

以前の活動において課題を集中的に議論するため各部会長会議を持ったところ、非常に中身が濃く有意義な議論を行うことができた経験から、平成 25 年度以降はこの役員体制を採用しています。

平成 28 年度の組織についても、会の運営や地域課題の取り扱い方など役員会で内容を深めた検討を行い、全体会へ提案して議論のたたき台とすることで、円滑な運営や充実した取り組みにつながるなど、役員会の役割が重要になるものと思われ、部会長中心の体制で役員会の組織づくりを継続していきます。

(5) 部会について

部会のあり方については、これまでの地域活動・地域課題・まちづくり事業の実施状況を検証しながら検討した結果、次の 7 部会と課題別ワーキングを基本に設置していきます。なお、具体的な内容については、「2. 平成 28 年度活動計画について」で説明いたします。

ア 人材・情報バンクセンター運営委員会

(委託先：片瀬地区人材・情報バンクセンター運営委員会)

イ まちづくり推進部会

ウ ボランティアセンター運営委員会

(補助先：片瀬地区ボランティアセンター運営委員会)

エ 公民館活用部会

オ 青少年健全育成部会 (補助先：片瀬地区青少年居場所事業運営委員会)

カ 郷土文化推進部会

キ 地域広報部会 (ポータルサイト運営組織：片瀬地区ポータルサイト運営委員会)

ク 地域課題別検討ワーキング

(ア) 環境課題検討ワーキング

地域課題は、検討の方向性によっては事業化の可能性もあるので、ワーキングを既存部会へ編入したり、部会新設等の柔軟に組織対応を考えていきます。

2. 平成 28 年度活動計画について

2. 平成 28 年度活動計画について

(1) まちづくり活動の展望について

平成 28 年度からの協議会活動を公募任期の 2 年サイクルと合せて、ひとつの活動スパンと捉えて考えていきます。(図 1 参照)

さらに、その 2 年間のうち 1 年間ずつについて、PDCA サイクルで進めます。PDCA とは、Plan, Do, Check, Action の略で、計画を策定して、その計画に基づき実施し、その結果について評価する、その評価を次の計画に反映し、このサイクルを繰り返すことにより、質の高い内容に向けて改善していくという上昇スパイラル的な実施計画の進め方です。

そして、2 年目にあたる平成 29 年度には公募第 3 期の総括を行い、次期サイクルの組織体制や活動計画へと繋いでいくようにしていきます。

また、活動の中では、常に地域課題を捉えるアンテナを張り、共有し方向性を検討していく場（テーマ別ワークショップや課題別ワーキング）も設定していくことを心掛け、例えば、地区集会の実施方法の工夫や自治町内会との連携等の計画も検討していきます。

そして、若年層を始めとする多様な世代が参加できる工夫や、地域課題等に対する地域団体活動との連動・連携の配慮、地域情報の共有や地域活動への支援も重要です。

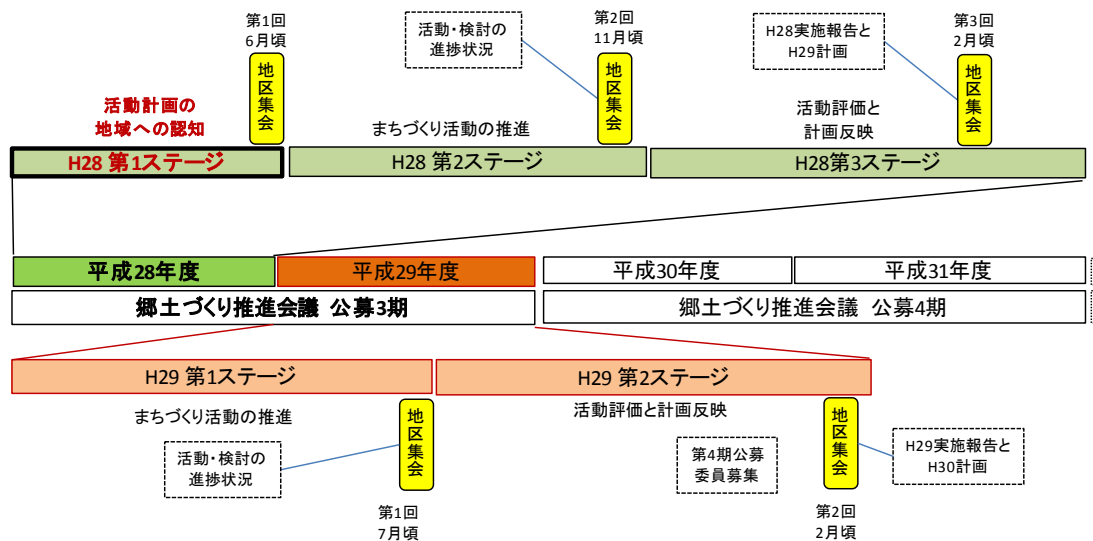


図 1 公募第 3 期前半スパン（平成 28 年度）のスケジュール・イメージ

(2) 平成 28 年度活動スケジュール案について

図 1 のスケジュール・イメージを基に、平成 28 年度活動日程について次のとおり計画しました。

平成 28 年

- 4 月 11 日(月)委嘱式（市長との意見交換）・準備会・役員会 25 日(月)全体会
- 5 月 2 日(月)地区集会広報発行 9 日(月)役員会 27 日(金)全体会

2. 平成 28 年度活動計画について

6 月 2 日(木)役員会 3 日(金)広報紙発行 11 日(土)地区集会 15 日(水)全体会  
7 月 5 日(火)役員会 26 日(火)全体会  
8 月 1 日(金)役員会 5 日(金)広報紙発行 17 日(水)全体会  
9 月 2 日(金)役員会 16 日(金)全体会 20 日(火)地区集会広報発行  
10 月 4 日(火)役員会 14 日(金)全体会  
11 月 1 日(火)役員会 14 日(月)全体会 19 日(土)地区集会  
12 月 1 日(木)役員会 5 日(月)広報紙発行 16 日(金)全体会  
平成 29 年

1 月 5 日(木)地区集会広報発行 12 日(木)役員会 24 日(火)全体会  
2 月 2 日(木)役員会 13 日(月)全体会 18 日(土)地区集会  
3 月 9 日(木)役員会 17 日(金)広報紙発行 21 日(火)全体会

※総括号となる広報紙は 3 月 31 日付にて 4 月に配付する予定。

なお、地区集会については、協議会の活動を周知し意見をいただく機会としてはもちろんのこと、地域の課題を集約できる貴重な場です。地区集会の持ち方については、一方的な情報提供や報告に終始するのではなく、地域の課題や意見が出やすくする工夫も必要です。例えば、平成 26～27 年度のワークショップのように関心のある個別のテーマを取り上げていく、それについての専門家や市関係課職員を招き、知識や議論を深めていくことも大切です。さらには、分科会やグループワーク的な要素もあれば、なお発言がしやすくなるものと期待できます。いずれにしろ、今後も機会を捉えてタイムリーに開催することが肝要と考えます。いただいた意見や提案については、その対応等経過を追跡調査して地区集会やまちづくり通信等でフィードバックするなど丁寧に扱うようにしていきます。地区集会や様々なメディアや機会を利用し、地域住民・各地域団体等と協議会との意見のキャッチボールが何よりも大切であると考えています。

### (3) まちづくり事業について

平成 28 年度については、次のまちづくり事業を実施するものとします。併せて、事業を担当する部会も併記します。

#### ア 片瀬地区人材・情報バンクセンター事業 【人材・情報バンクセンター運営委員会】

地域の活動と人をつなぎ、人材の流通と地域活動の活性化を推進するため、コーディネーターを核とし人と活動をつなぐ人材・情報バンクセンターを設置し、次の事業を実施します。

- (ア) 地域の情報収集（関係づくり）、登録者・情報の蓄積
- (イ) 専属コーディネーターによる相談対応、コーディネート
- (ウ) 地域情報の発信（広報紙発行、ポータルサイト掲載）
- (エ) 活動参加へのきっかけづくり（講演会等イベント開催）

2. 平成 28 年度活動計画について

- イ ボランティアセンター事業 【ボランティアセンター運営委員会】  
地域福祉活動拠点の整備を推進するため、高齢者居場所づくりや子育て支援の場として地区ボランティアセンター事業を実施します。(片瀬地区ボランティアセンター運営委員会)  
(ア) 居場所・ひだまり、かたせ・にこにこ広場の開設  
(イ) 機関紙の発行
- ウ まちかど相談事業 【ボランティアセンター運営委員会】  
誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するため、子育て相談、高齢者相談、成年後見等のまちかど相談を実施します。(片瀬地区ボランティアセンター運営委員会)  
(ア) 行政窓口より身近な相談場所の設置  
(イ) 臨床心理士等専門家の連携による相談の実施
- エ 青少年居場所事業 【青少年健全育成部会】  
子どもたちを見守り、育む地域づくりの推進を図るため、片瀬しおさいセンターでの青少年の居場所づくり・対話・見守りを実施します。(片瀬地区青少年居場所事業運営委員会)  
(ア) 公民館を利用した青少年の居場所の確保  
(イ) 青少年を見守るボランティアの配置
- オ 小学生夏休みふれあい事業 【青少年健全育成部会】  
子どもたちを見守り、育む地域づくりの推進を図るため、夏休み中に公民館へ集う小学生への宿題・勉強支援と見守り活動を実施します。  
(ア) 指導者等事業運営体制の整備  
(イ) 小学生を対象とした勉強会等事業の実施
- カ 青少年ボランティア活動支援事業 【青少年健全育成部会】  
地域の青少年の成長を応援するため、ボランティア活動への参加を支援します。  
(ア) 地域で実施されるイベント等事業の主催者等との調整、活動の場の確保  
(イ) 青少年へのボランティア活動の情報提供
- キ 公民館活用事業 【公民館活用部会】  
公民館事業の活性化及び公民館の有効活用の推進を図るため、地域の皆さんの意見や要望を公民館評議員会と協力して公民館運営に反映させ、さらに公民館と地域



2. 平成 28 年度活動計画について

活動の連携を促進させ、課題の把握と解決の検討を実施します。

(ア) 公民館事業と各地域団体事業の計画を効率的で効果的にするための調整

(イ) 各種イベントの実施が一目でわかるような情報集約とその表示の検討

(ウ) 公民館施設のメンテナンス必要箇所の抽出とその改修の提言

ク まちかどミニベンチ設置事業 【まちづくり推進部会】

ふれあいのあるやさしいまちづくりを目指し、まちかどの小さなスペースを活用したミニベンチのニーズを把握して設置を進めます。

(ア) ミニベンチ設置場所の調査・検討・土地所有者等調整

(イ) ミニベンチの設置

ケ 生活道路の安全向上対策事業 【まちづくり推進部会】

生活者の視点による道路の安全対策を推進するため、生活道路の危険箇所の把握・調査、交差点・路側帯のカラー舗装等を実施します。

(ア) 利用者・住民の視点による地区内生活道路の調査と対応優先順位の設定

(イ) 注意喚起のための交差点のカラー舗装、スコッチシールの設置の実施

(ウ) 外側線による区切りしかない歩道にカラー舗装を実施

コ 緑と花いっぱい推進活動事業 【まちづくり推進部会】

全国有数の観光地である片瀬・江の島地域としてふさわしい景観確保並びに生活のうえで課題となる防犯や環境浄化につながる事業として推進します。江の島弁天橋植栽帯花植え等のボランティア団体活動を支援します。

サ 民俗文化財等継承事業 【郷土文化推進部会】

片瀬地区で 300 年前から唄いつがれ市無形民俗文化財として指定されている片瀬餅つき唄や伝統的な片瀬こまなど、地域にゆかりのある民俗文化財等継承活動の支援を実施します。

(ア) 片瀬餅つき唄保存会及び片瀬こま保存会の活動発表や展示事業等の開催

(イ) 地域にまつわる五頭龍伝説等文化芸術に関するフォーラムの開催

(ウ) その他片瀬ゆかりの文化の継承・発展を図るための事業の実施

シ 江の島道の整備事業 【郷土文化推進部会】

旧江の島道を歴史探訪の道としての整備を実施するとともに、生活道路としての安全性の向上をめざします。

(ア) 杉山検校の道標をはじめとする旧江の島道の道標・史跡の整備

(イ) 散策路としてふさわしい道路や生活道路としての道路舗装等環境の整備

2. 平成 28 年度活動計画について

ス 地域広報事業 【地域広報部会】

地域の魅力にあふれ、多くの人々が交流するまちの実現を図るため、広報紙及び片瀬地区ポータルサイトによる地域活動等情報の発信・広報を実施します。

(ア) 広報紙「片瀬・江の島まちづくり通信」の発行

(イ) 片瀬地区ポータルサイトの充実（片瀬地区ポータルサイト運営委員会）

(ウ) 地域情報の整理と共有の推進

(4) 地域課題について

片瀬・江の島地域には、市内で最も高齢化が進んでいることでの課題、歴史ある旧道や昔からの狭あい道路が現在も生活道路や通学路として使われていることでの課題、また、全国有数の観光地として多くの観光客が訪れる地であるとともに、住民の生活地として両立するための安全・安心や環境面での問題点など、地域の特色ゆえに浮彫になってくる日常生活での課題が数多くあります。

これらのうち、ひとつの地域団体による活動では対応が困難な地域課題について、協議会が検討し、まちづくり事業として事業化したものも多くあります。

一方では、市、県、関係機関や団体等の動向を見据えていく必要がある地域課題、並びに、公的資産の有効活用、地域の居場所あり方、廃屋への対応、ごみの持ち帰り・ポイ捨て禁止の啓発、より身近な高齢者相談窓口、生活支援ボランティアの推進、ひとり暮らし高齢者・障がい児者の見守りや移動手段の課題など、長期的に取り組んでいく必要のある地域課題があることも、協議会として認識をしています。詳細については、資料集の「平成 28 年度片瀬地区地域活動・課題・まちづくり事業一覧」をご参照ください。

なお、平成 27 年度に検討していた地域課題の平成 28 年度での取り扱いについては、「小学生の居場所課題」は引き続き青少年健全育成部会が担い、「廃屋への対応課題」は市が主な担い手として整理して空き家対策検討ワーキングは解散し、「ごみのポイ捨て等の検討課題」は引き続き環境課題検討ワーキングが担うことといたしました。

今後も協議会が中心となり、地区集会等の機会を捉えて地域課題の集約を行いながら、地域としての取り組みを検討してまいります。

以 上

平成 28 年度片瀬・江の島まちづくり協議会

資 料 集

藤沢市郷土づくり推進会議設置要綱

（目的及び設置）

第 1 条 市民，地域団体（地縁団体，市民活動団体，特定非営利活動法人等という。以下同じ。）等の市民参画により，地域の特性を活かした郷土愛あふれるまちづくりを推進するため，市民センター又は公民館の管轄する区域（以下「地区」という。）ごとに，藤沢市郷土づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（名称）

第 2 条 各地区の推進会議の名称は，郷土づくり推進会議に各地区の名称を冠したものとする。

2 地区ごとに推進会議の通称を付けることができるものとし，各地区の推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

（所掌事務）

第 3 条 推進会議は，次に掲げる事項を処理する。

- (1) 市民，地域団体等の地域の意見を集約しながら地域の課題を把握し，課題解決に向けた方向性を検討すること。
- (2) 前号による検討の結果に基づき，市長に対し提案を行うとともに，必要な意見若しくは要望を提出し，又は施策の提言を行うこと。
- (3) 第 1 号による検討の結果に基づき，地域の特性を活かした事業を企画及び実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか，第 1 条の目的を達成するため，市長又は推進会議が必要があると認める事項

（組織）

第 4 条 推進会議は，30 人以内の委員で組織する。

2 前項の規定にかかわらず，市長は，推進会議が必要であると認めるときは，同項に定める人数を超えた人数の委員で推進会議を組織することができる。

（委員）

第 5 条 委員は，次に掲げる者に該当する者のうちから，市長が選出し，委嘱する。

- (1) 当該推進会議が設置された地区内に居住する者（この市の常勤の職員又は議員である者を除く。）で，各地区の委員選考委員会が選考した者
  - (2) 当該推進会議が設置された地区内において活動する地域団体から推薦された者
- 2 前項各号の者のうちから市長が選出する委員の人数は，各地区の推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

3 委員は、無報酬とする。

（委員の任期）

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、推進会議が必要があると認めるときは、前項の規定により再任されることができる回数を別に定めることができる。

（役員等）

第 7 条 推進会議に議長 1 人のほか、副議長若干人及びその他の役員若干人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副議長及びその他の役員の人数は、各地区の推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

3 議長及び副議長の任期は、当該委員の任期内において、各地区の推進会議で定めることができる。

4 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副議長が 2 人以上存するときは、あらかじめ副議長のうちから議長が指名する者が職務を代理する。

（会議）

第 8 条 推進会議は、議長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言、資料の提出及びその他の協力を求めることができる。

（会議の公開）

第 9 条 推進会議は、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 会議の内容が市長が別に定める非公開情報に係るものである場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

（議事録の作成）

第 10 条 推進会議は、会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

- (1) 会議を開催した日時及び場所
  - (2) 委員の現在数及び出席した委員の数
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (部会)

第 1 1 条 推進会議には、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び推進会議に協力する者等で構成する。

(市長の責務)

第 1 2 条 市長は、第 1 条に掲げる目的を達成するため、推進会議に対し、次の各号に掲げる支援その他の必要な措置を講じるものとする。

- (1) 市長は、推進会議が第 3 条各号に規定する所掌事務を行うにあたり、推進会議が市民、地域団体等と十分な連携及び協働並びに調整が図られるよう積極的に努めなければならない。
- (2) 市長は、推進会議から第 3 条第 2 号の規定による提案、意見若しくは要望の提出又は施策の提言があったときは、十分な検討を行い、必要に応じて市の施策に反映するものとする。
- (3) 市長は、推進会議による第 3 条第 3 号の事業の企画及び実施に要する経費の予算化に努めるものとする。
- (4) 市長は、推進会議に対し、必要な情報の提供を行うものとする。

(事務局)

第 1 3 条 推進会議の事務を処理するため、推進会議に事務局を置く。

2 事務局は、当該推進会議が設置された地区を管轄する市民センター又は公民館とする。

3 事務局は、第 3 条各号に規定する推進会議の所掌事務について、委員と連携し、協働して取り組まなければならない。

(委任)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、各地区の推進会議の決定に基づき市長が地区ごとに要領で定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定により最初に委嘱される委員は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、この要綱の施行の前日において現にこの市の市長の認定を受けている地域経営会議委員のうちから市長が委嘱する。
- 3 前項の規定により委嘱される委員の任期は、第 6 条第 1 項本文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。

片瀬地区郷土づくり推進会議運営要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、藤沢市郷土づくり推進会議設置要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行、以下「要綱」という。）の規定により設置された片瀬地区郷土づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（通称）

第 2 条 推進会議の通称は、「片瀬・江の島まちづくり協議会」とする。

（意見の集約）

第 3 条 推進会議は、要綱第 3 条第 1 号の意見の集約を行う場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 地区全体集会
- (2) アンケート
- (3) 前 2 号に掲げる方法のほか、片瀬地区の実状に即し、推進会議が適当であると認める方法

（組織）

第 4 条 推進会議は、次に掲げる区分に応じた委員で組織する。

- (1) 片瀬地区内に居住する者（この市の常勤の職員又は議員である者を除く。）で、第 1 2 条の選考委員会が選考した者
- (2) 片瀬地区内において活動する別表に掲げる地域団体等から推薦された者（委員の任期）

第 5 条 前条第 1 号により選考された者については、要綱第 6 条第 3 項の規定により再任されることのできる回数を 1 回に限る。ただし、要綱附則第 2 項の規定により地域経営会議委員のうちから市長が委嘱した委員については、委嘱の日から平成 26 年 3 月 31 日までについては任期に含めないものとする。

（役員等）

第 6 条 推進会議に会長 1 人のほか、副会長若干人（以下「役員等」という。）を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ副会長のうちから会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第 7 条 推進会議は、次の各号に掲げる会議を開催する。

- (1) 会長が委員を招集して全体会を開催し、推進会議の全体活動に関する会議

を行う。

(2) 会長が役員等を招集して役員会を開催し、推進会議の運営に関する会議を行う。

(3) 部会長が部会構成員を招集して部会を開催し、部会の活動に関する会議を行う。

(会議の公開)

第 8 条 会議の公開及び傍聴等に関して必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

(議事録の作成)

第 9 条 議事録は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める期間公表するものとする。

(部会等)

第 10 条 推進会議に次の部会を置き、委員及び推進会議に協力する者等のうちから推進会議が選任する者（以下「部会構成員」という。）で構成する。

(1) 人材・情報バンクセンター運営委員会

(2) ボランティアセンター運営委員会

(3) 青少年健全育成部会

(4) 公民館活用部会

(5) まちづくり推進部会

(6) 郷土文化推進部会

(7) 地域広報部会

2 部会に部会長 1 人のほか、副部会長を若干人置く。

3 部会長は部会構成員のうち、委員の互選によりこれを定め、副部会長は部会長が指名する。

4 部会長は、部会会務を総理し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言、資料の提出及びその他の協力を求めることができる。

(事務局)

第 11 条 推進会議の事務局は、片瀬市民センターとする。

(委員選考委員会)

第 12 条 市長は、現に委員である者の任期が満了する 3 月前までに、会長並びに委員及び委員以外の者のうちから推進会議が選任する者によって構成する委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置しなければならない



い。

- 2 前項に定めるもののほか，選考委員会，委員の募集及び選考に関して必要な事項は，推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

（委任）

- 第 13 条 この要領に定めるもののほか，推進会議の運営に関し必要な事項は，推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

附 則

この要領は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

番号	地 域 団 体 等 の 名 称
1	片瀬公民館評議員会
2	片瀬公民館サークル連絡会
3	片瀬市民スポーツの会
4	片瀬地区交通安全対策協議会
5	片瀬地区子ども会連絡会
6	片瀬地区社会福祉協議会
7	片瀬地区自主防災協議会
8	片瀬地区自治町内会連絡協議会
9	片瀬地区生活環境協議会
10	片瀬地区青少年育成協力会
11	片瀬地区青少年支援フォーラム
12	片瀬地区民生委員児童委員協議会
13	片瀬地区防犯協会
14	片瀬地区老人クラブ連合会
15	江の島振興連絡協議会
16	片瀬地区商店会

片瀬地区郷土づくり推進会議全体会傍聴要領

（目的）

第 1 条 この要領は、片瀬地区郷土づくり推進会議運営要領（平成 25 年 4 月 1 日施行）の規定により片瀬地区郷土づくり推進会議（以下「推進会議」という。）が開催する全体会の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

（全体会の公開）

第 2 条 全体会は、原則公開とする。ただし、推進会議の決定により、全体会の全部または一部を非公開とすることができる。

（全体会開催の周知）

第 3 条 全体会の開催にあたって推進会議は、全体会の開催日時及び開催場所等の必要事項を記載した開催案内について、できるだけ速やかに片瀬市民センターしおさいコーナーに掲示して周知するものとする。

（傍聴人の定員）

第 4 条 傍聴者の定員は、推進会議が会議室の収容人数等を考慮して定めるものとする。

（傍聴手続）

第 5 条 傍聴の受付は、全体会の開始 30 分前から 15 分前までの間に行うものとする。

2 傍聴を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記載して、所定の席に着席する。

3 傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、抽選により決定する。

（傍聴することができない者）

第 6 条 次の各号のいずれかに該当するものは、全体会を傍聴することができない。

(1) 危険物を携帯している者

(2) 酒気を帯びている者

(3) その他、全体会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと恐れがあると認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第 7 条 傍聴者は静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にし、かつ、全体会における言動に対して拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
- (2) 写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は除く。
- (3) その他、全体会の秩序を乱し、又は全体会の妨げとなる行為はしてはならない。

（傍聴者の退場）

第 8 条 傍聴者は、全体会を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

- 2 議長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこれを制止し、又はその命令に従わないときは退場させることができるものとする。

（傍聴者への配布資料等）

第 9 条 傍聴者には、全体会次第、その他議長が必要と認める資料を配布するものとする。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、全体会の傍聴に関し必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 平成28年度片瀬地区地域活動・課題・まちづくり事業一覧

区分	活動分野・目的	No.	事業・課題の内容(丸数字は地域課題)	事業・課題の主な担い手等	
地域活動・まちづくり事業・まち協課題	コミュニティ	各自治町内会・地域団体と連携・協調し、住民の福祉向上及び安全で住みよい地域づくりの推進		地区自治町内会連絡協議会 江の島振興連絡協議会	
		地域の活動と人をつなぎ、人材の流通と地域活動の活性化を推進	1 片瀬地区人材・情報バンクセンター事業	1 人材・情報バンクセンター運営委員会	
		地域の魅力にあふれ、多くの人々が交流するまちの実現	2 地域広報事業 (広報紙発行、ポータルサイト運営、地域情報の集約・共有)	2 地域広報部会	
		郷土魅力の発掘・発信・継承により郷土愛の醸成、新たなコミュニティづくりの推進	① 郷土魅力継承等課題 (地域魅力継承等活動への支援、魅力・資源情報の棚卸及び台帳の作成)	担い手を検討中	
		まちかどにふれあいができる小さなスペースの活用の推進	3 まちかどミニベンチ設置事業	3 まちづくり推進部会	
		公的資産有効活用の地域ニーズの把握等、活用の検討・提案の推進	② 市民の家の利便性向上課題 (混合の予約方法改善・フリースペース増設。3箇所とも利用時間・管理体制・耐震化の改善)	継続課題(市等の動向を見る)	
		地域にいつでも集える場の整備の推進	③ 地域の居場所あり方検討課題	継続課題(市等の動向を見る)	
		ボール遊びやのびのびと活動できる場の検討推進	④ プレイパーク設置課題	市 市の動向を見る	
	安全・安心	地域住民の防犯意識の高揚、自主的防犯活動の推進	安全安心なまちづくりを具体的に進めるため、子ども110番の普及、安全・安心ステーションの活性化、パトロールの充実を重点活動項目として取り組む		地区防犯協会
		地区住民の自主的な交通安全活動の推進	街頭指導、街頭キャンペーン等の啓発事業等の実施		地区交通安全対策協議会
		生活者の視点による道路の安全対策推進	4 生活道路の安全向上対策事業 (危険箇所把握等、交差点カラー舗装・カーブミラー等設置、外側線カラー舗装)	まちづくり協議会	3 まちづくり推進部会 (市と協働)
		防災行政に対する要望・要請、自主防災組織の交流・意識高揚等の推進	津波避難の対策(避難路・案内表示等、片瀬山エリアへの防災資機材の備蓄)、避難施設運営の体制づくり、地区総合防災訓練のあり方への取り組み		地区自主防災協議会
		災害に強い環境づくりの推進	⑤ プレジャーボート対策課題	県・市・自主防の動向を見る (市から県への働きかけ)	
			⑥ 地域避難通路設置支援課題 (津波避難路の整備や修繕の支援)	まちづくり協議会	市民センターと地域の動向を見て、必要に応じて検討する(市と協働)
		子どもたちを交通事故から守るため、自転車の交通ルールとマナーの徹底	⑦ 交通ルール、マナー向上課題	市	市の動向を見る
		公共施設等のバリアフリーの推進	⑧ バリアフリーの推進課題	まちづくり協議会	モノレール側の事業が具体化してから検討する
	安全で安心して暮らせる地域づくり	⑨ 廃屋への対応課題	市	市の動向を見る	
	環境	地域・生活環境、衛生の改善向上の推進	江の島・片瀬・鶴沼海岸クリーン活動、らくがき消し、ポイ捨て防止キャンペーン、さかなの放流等啓発事業の実施		地区生活環境協議会
		環境・景観の保全の推進	⑩ ごみの持ち帰り、ポイ捨て禁止キャンペーン等の検討課題	まちづくり協議会	● 環境課題検討ワーキング 3 まちづくり推進部会 (活動団体への支援等)
	福祉	地区内老人クラブとの連携による親睦・老人福祉の推進	ウォーキングツアー、グラウンドゴルフ大会、交流会等の実施		地区老人クラブ連合会
		孤立することのないつながりのある地域社会づくりの推進	地域のふれあい・ネットワークづくりの推進、高齢化に伴う介護予防の取り組み・介護者への支援、高齢者社会でも安心して暮らせる地域づくりの検討、次世代を担う子ども達とのつながり等への取り組み		地区社会福祉協議会
		高齢者、児童、障がい児者の福祉活動による地域福祉の推進	障がい者の自立と社会参加に寄与する活動、次世代を担う児童の健全な育成に寄与する活動、高齢者が健康で安心して生活できるよう活動を行う、低所得者の生活の安定を図り自立を援助する活動等を行う		地区民生委員児童委員協議会
		地域に福祉活動拠点の整備の推進	6 ボランティアセンター事業 (居場所ひだまり、かたせ・ここに広場)	まちづくり協議会	4 ボランティアセンター運営委員会
			7 まちかど相談事業 (子育て相談、高齢者相談、成年後見相談)		
		誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進	⑪ より身近な高齢者相談窓口検討課題		
		⑫ 生活支援ボランティア推進課題			
		⑬ ひとり暮らし高齢者・障がい児者見守り課題			
		⑭ 高齢者等移動手段検討課題			
経済	地域生活に根ざした経済活動の活性化の推進	片瀬竜の口商店街振興組合、片瀬中央商工会、片瀬すばな通り商店会、江ノ島観光会の4つの商店会が特性を活かした事業を行っている		地区商店会	
教育	・公民館活動による地域コミュニティ醸成の推進 ・公民館事業の活性化及び公民館の有効活用の推進	片瀬公民館を利用する定期グループ・サークルの会員で構成し、サークル相互に親睦を深めるため交流・情報交換する。公民館と連携し、活動・運営上の諸課題の問題解決。他		公民館サークル連絡会	
		片瀬公民館の運営及び各種事業に対する意見・評価等を行う		公民館評議員会	
		8 公民館活用事業	まちづくり協議会	5 公民館活用部会	
	子どもを主体とした活動及び単位子ども会の交流・育成援助の推進	子どもの健全育成につながる事業の実施、単位子ども会の情報交換と交流・育成の援助等		単位子ども会・地区子ども会連絡会	
	地区住民の自主的な活動による青少年の健全育成の推進	情報収集・広報(情報交換会「潮の子フォーラム」、何でもトーク等)、青少年環境浄化のための調査活動、地区に適応した青少年健全育成・非行防止(夏期海岸夜間パトロール、デーキャンプ等)他		地区青少年育成協力会	
	学校・家庭・地域の連携による子どもたちの健やかな成長の支援の推進	青色回転灯搭載車による地域パトロールの実施、学校行事支援・育成事業等小学校支援、平和教育支援・ボランティア体験支援等中学校支援の実施、ほか		地区青少年支援フォーラム	
	社会体育の普及により、健康で明るい社会建設の推進	ソフトボール大会、地区スポーツフェスティバル、カッパまつり、地区体育レクリエーション大会、パークゴルフ大会等の実施		片瀬-市民スポーツの会(社体協)	
	子どもたちを見守り、育む地域づくりの推進	⑮ (深夜のファミレス等)子どもの見守り課題	市	市へ働きかけ、市の動向を見る	
		⑯ 小学生の居場所課題			
		9 青少年居場所事業			
		10 小学生夏休みふれあい事業			
		11 青少年ボランティア活動支援事業	まちづくり協議会	6 青少年健全育成部会	
	ボランティア活動の推進	12 民俗文化財等継承事業 (片瀬餅つき唄・片瀬こま保存活動の支援、その他伝統文化の調査把握・周知等)			
地域にゆかりのある文化財継承活動の推進	13 江の島道の整備事業 (旧江の島道の道標・史跡並びに道路舗装等環境の整備)				
その他課題					